



(株) くみはま縣に関する陳情書

主 旨

私が平成24年の2月から今日迄に提出した陳情書等と令和6年3月18日に開催された産業建設委員会の審議等について。

理 由

上記の間にされた質疑等において、特に総括的に行われた3月

18日の内容を確認するに、24年2月以降の審議内容に対す不採択の理由等も含めて隠蔽操作等多数の矛盾点が見受けられる。

再度、新委員の段階で、答弁が何故180度変更されたのか、他にも変更理由の説明責任が生じている。

地方自治法第124条の規定により、上記の通り陳情書を提出する。

令和6年11月20日

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

京丹後市弥栄町

有 田 光